

(令和 2 年 11 月改定)

## 神奈川県手話言語条例の見直し検討及び神奈川県手話推進計画の改定の検討について

### 1 背景

- 県では、平成 26 年 12 月に議員提案で制定した「神奈川県手話言語条例」(以下「条例」という。)と、平成 28 年 3 月に策定した「神奈川県手話推進計画」(以下「計画」という。)により、手話の普及等を推進している。
- 条例は、令和 2 年 4 月 1 日で、附則で定めている条例の施行日から 5 年が経過するため、同年度末までに、県の手続きに則り、条例改正を行う必要があるか否かを検討する予定であった。
- 計画は、令和 2 年度が計画期間の最終年度となっているため、同年度末までに改定する予定であった。

### 2 条例見直し検討・計画改定時期の変更について

#### (1) 現在の状況

- 本来であれば、令和 2 年度に入ってから速やかに検討を進めるスケジュールとなっていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、現時点では会議等の開催が困難であり、条例見直し検討や計画改定に係る十分な議論ができない。
- そのため、令和 2 年 6 月にスケジュールの見直しを行ったが、さらに検討を深めるため、改めてスケジュールの調整を行う。

#### (2) 対応の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、令和 2 年 9 月頃から検討に向けた作業を再開する。
- 条例については、令和 3 年度中に見直し検討を行うこととする。
- また、計画については、令和 3 年度中に改定作業を行い、次期計画の開始を令和 4 年度とする。
- なお、現委員の任期は令和 3 年 3 月 31 日までとなっているが、検討が令和 3 年度も継続することから、現行委員の任期を 1 年延長することとしたい。

### 3 条例見直し検討の方向性

- 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」の 5 つの視点(必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性)に基づいて行う。
- 検討の結果、条例改正を行う場合には、県議会常任委員会に報告後、1 年以内に議案を提出する。
- なお、現行条例では、条例の基本理念や関係者の役割等について規定しており、条例第 8 条に基づき策定された手話推進計画により、具体的な取組みを実施している。  
検討にあたっては、この枠組みを維持しつつ、計画に基づきより効果的な取組みを実施するため、その取組みの基本となる基本理念の内容を中心に検討することとしたい。

#### 4 計画の方向性

##### (1) 基本的な考え方

- 条例見直しと計画改定を併行して、整合を図りながら検討する。
- 協議会等における審議、当事者団体等からのヒアリング、パブリックコメント、県議会への報告等を適切な時期に行っていく。

##### (2) 計画期間（変更後・予定）

令和4年度～令和8年度（5年間）

##### (3) 計画内容

現計画の3つの方向性を踏まえて検討する。

[3つの方向性]

- ア 手話の普及
- イ 手話に関する教育及び学習の振興
- ウ 手話を使用しやすい環境の整備

#### 5 神奈川県手話言語普及推進協議会のスケジュール

別紙のとおり